平成２２年（フ）第２１４号
佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛1833番地６
債務者　古賀由紀乃
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
佐賀県佐賀市富士町大字古場757番地１
債務者　内川　　直
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
福島県いわき市内郷宮町金坂197番地の106
県営住宅14―５
債務者　佐藤　政弘
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１５８１号
名古屋市港区港北町３丁目12番地の２　港北荘２棟406号
債務者　今津　言子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２９号
松江市比津が丘２丁目７番３―306号　市営比津が丘アパート３号棟、前住所松江市西川津町4291番地　リバーサイドノワ307号室
債務者　田邊　顕一
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３０号
松江市比津が丘２丁目７番３―306号　市営比津が丘アパート３号棟、前住所松江市西川津町4291番地　リバーサイドノワ307号室
債務者　田邊　明美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５３号
佐賀県佐賀市水ヶ江６丁目11番36号
債務者　園田　正樹
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉441番地
債務者　石丸　和博
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉441番地
債務者　石丸　真紀
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2007番地11
債務者　岩見　　孝
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
佐賀県神埼市神埼町本堀3198番地10
債務者　増永　愛子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
佐賀県佐賀市水ヶ江５丁目８番16号
債務者　織田美由紀（旧姓橋間）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
熊本市大江４丁目９番10号　宮本ビル203
債務者　三牧　哲哉
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２１３号
熊本県上益城郡甲佐町糸田104番地、住民票上の住所熊本県下益城郡美里町豊富1880番地
債務者　堀川　　藍
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事部第１部

平成２２年（フ）第２９６号
熊本市近見１丁目16番51号
債務者　佐々木　真
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３６６号
熊本市田崎２丁目３番85―106号
債務者　米村　麻利
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３６７号
熊本市麻生田４丁目７番３号
債務者　上田　博行
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３７２号
熊本県宇土市入地町33番地７
債務者　伊東　和幸
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部